

ブロック取引制度要綱

平成 26 年 2 月 3 日
2023 年 3 月 20 日改訂
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
1. 定義	<ul style="list-style-type: none">ブロック取引とは、オークション方式によらずに、本取引所の定める数量以上で、同一限月又は同一銘柄の売付取引と買付取引を同時に成立させる取引をいう。	<ul style="list-style-type: none">オークション方式とは、個別競争取引による取引手法を示す（業務規程第 9 条及び第 10 条）。ブロック取引では、取引参加者の対当取引又は 2 取引参加者間による取引を成立させることができる。
2. ブロック取引の仕組み		
(1) 取引方法	<ul style="list-style-type: none">取引参加者は、ブロック取引の申込みを本取引所に行い、本取引所の承認のうえ、当該ブロック取引を成立させることができる。	
(2) 申込方法	<ul style="list-style-type: none">ブロック取引を行おうとする取引参加者は、本取引所に以下の内容を申込むものとする。<ul style="list-style-type: none">① 対象商品（限月又は銘柄を含む。）② 価格③ 数量④ 売付取引及び買付取引の自己又は委託の別⑤ 相手方の取引参加者⑥ その他本取引所が必要と認める事項取引参加者は、本取引所にブロック取引の申込みを行った後、当該申込みの訂正又は取消を行うことはできないものとする	<ul style="list-style-type: none">ブロック取引の申込みは、参加者端末装置により行う。2 取引参加者間にてブロック取引を行おうとする場合は、一方の取引参加者が取引所にブロック取引の申込み（ブロック取引の相手方となる取引参加者の指定が必要。）を行う。取引の相手方となる取引参加者は、本取引所による当該ブロック取引の承認の後、当該ブロック取引を合意する旨を申告する。

項 目	内 容	備 考												
<p>(3) 申込時間</p> <p>(4) 対象商品</p> <p>(5) 申込数量</p> <p>(6) 価格の制限</p> <p>(7) 取引の成立</p> <p>(8) 取引成立時刻</p>	<p>・ブロック取引の申込時間は、日中取引時間帯及び夜間取引時間帯それぞれの終了前の15分間を除いた付合せ時間帯とする。</p>	<p>・日中取引時間帯及び夜間取引時間帯が臨時に変更された場合は、変更後の日中取引時間帯及び夜間取引時間帯それぞれの終了前の15分間を除いた付合せ時間帯とする。</p> <p>・本取引所は、申込時間以外に行なわれたブロック取引の申込みを承認しない。</p> <p>・ブロック取引に係る取引日は、オークション方式による取引の付合せ時間帯に準じ、当該ブロック取引を承</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常</th> <th>取引最終日限月の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無担保コールオーバーナイト 3 ヶ月金利先物</td> <td>8:45~11:30 12:30~15:15</td> <td>夜間取引時間帯 通常と同じ 日中取引時間帯 8:45~9:15</td> </tr> <tr> <td>無担保コールオーバーナイト 3 ヶ月金利先物オプション取引</td> <td>15:30~19:45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユーロ円 3 ヶ月金利先物</td> <td></td> <td>夜間取引時間帯 通常と同じ 日中取引時間帯 8:45~10:45</td> </tr> </tbody> </table>			通常	取引最終日限月の場合	無担保コールオーバーナイト 3 ヶ月金利先物	8:45~11:30 12:30~15:15	夜間取引時間帯 通常と同じ 日中取引時間帯 8:45~9:15	無担保コールオーバーナイト 3 ヶ月金利先物オプション取引	15:30~19:45		ユーロ円 3 ヶ月金利先物		夜間取引時間帯 通常と同じ 日中取引時間帯 8:45~10:45
			通常	取引最終日限月の場合										
	無担保コールオーバーナイト 3 ヶ月金利先物		8:45~11:30 12:30~15:15	夜間取引時間帯 通常と同じ 日中取引時間帯 8:45~9:15										
	無担保コールオーバーナイト 3 ヶ月金利先物オプション取引		15:30~19:45											
	ユーロ円 3 ヶ月金利先物			夜間取引時間帯 通常と同じ 日中取引時間帯 8:45~10:45										
	<p>・ブロック取引の対象商品は、無担保コールオーバーナイト 3 ヶ月金利先物、同オプション、ユーロ円 3 ヶ月金利先物とする。</p>													
	<p>・ブロック取引の申込数量は以下の通りとする。</p>													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>無担保コールオーバーナイト3ヶ月金利先物</td> <td>100枚以上</td> </tr> <tr> <td>無担保コールオーバーナイト3ヶ月金利先物オプション取引</td> <td>100枚以上</td> </tr> <tr> <td>ユーロ円3ヶ月金利先物</td> <td>100枚以上</td> </tr> </tbody> </table>	無担保コールオーバーナイト3ヶ月金利先物	100枚以上	無担保コールオーバーナイト3ヶ月金利先物オプション取引	100枚以上	ユーロ円3ヶ月金利先物	100枚以上								
無担保コールオーバーナイト3ヶ月金利先物	100枚以上													
無担保コールオーバーナイト3ヶ月金利先物オプション取引	100枚以上													
ユーロ円3ヶ月金利先物	100枚以上													
<p>・ブロック取引の呼び値の価格は、申込時点における本取引所の取引状況を勘案した適正かつ合理的な価格とする。</p>														
<p>・本取引所は、ブロック取引の申込みの数量及び価格が所定の条件を満たしている場合、当該ブロック取引を承認する。</p>														
<p>・ブロック取引の成立時刻は、ブロック取引の申込みを受付けた後、本取引所が当該ブロック取引を承認した時刻とする。</p>														

項 目	内 容	備 考
(9) 取引内容の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、ブロック取引の承認後、申込みを行った取引参加者に成立した市場デリバティブ取引の内容（取引時刻の成立時刻等）を通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認した時刻により定まる。 ・参加者端末装置により通知する。
(10) ブロック取引の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所が必要と認める場合には、ブロック取引を停止することがある。 	
3. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者は、ブロック取引により成立した市場デリバティブ取引をギブアップすることができる。 	
4. 定率手数料、清算預託金	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック取引により成立した市場デリバティブ取引の定率手数料及び清算預託金は、オークション方式により成立した市場デリバティブ取引と同様に扱うものとする。 	
5. 建玉	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック取引により成立した市場デリバティブ取引の建玉は、オークション方式により成立した市場デリバティブ取引の建玉と同様に扱うものとする。 	
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、ブロック取引により成立した市場デリバティブ取引に関して必要な事項については、オークション方式により成立した市場デリバティブ取引の規定を適用する。 	
7. ブロック取引に係る取引の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、ブロック取引により成立した市場デリバティブ取引の約定価格及び取引数量を公表する。 ・本取引所は、各営業日におけるブロック取引により成立した市場デリバティブ取引の限月別又は銘柄別の四本値及び取引数量を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該内容は、参加者端末装置のメッセージ欄を用い公表する。 ・取引所日報により公表する。

以 上